

## はじめに

大阪市は、日本列島の中西部、近畿地方のほ ぼ中央に位置し、関西都市圏の中核を担う日本 を代表する都市の一つです。

古くは飛鳥時代から港町として栄え、一時は 難波京として首都が置かれたこともありました。 その後も、豊臣秀吉が天下統一の拠点とした大 坂城を築城し、文楽や上方歌舞伎といった上方 文化が隆盛を見せるなど、様々な歴史や伝統を 育んできました。

また、「水の回廊」に代表される豊富な河川に よる水運を原動力に、人々は、「水の都 | 大阪の 物流、商業を大いに発展させ、近世には「天下の 台所」として日本経済の中心的役割を果たして きました。

今なお、多くの企業が事業所を構え、キタと ミナミの2つの大繁華街を有する大阪市は、市 外からも多数の通勤・通学者や観光客が訪れる 西日本の行政、経済、文化、交通の中心都市と して発展し続けている270万人都市です。

# 消防局組織体制

大阪市消防局は、5部9課の体制に加え、大 阪市内に25の消防署と64の出張所を有していま す。また、職員の教育訓練機関として高度専門 教育訓練センターを設置し、市民の信頼・期待

# 特別査察隊による違反是正及び 新たな違反を生じさせない取組

大阪市消防局予防部特別查察隊



に応えるべく、「力強さ」と都市形態の変化や未知の災害にも対応できる「しなやかさ」を兼ね備えた組織として、約3,500人の職員が従事しています。

# 特別査察隊の発足

平成20年10月1日、大阪市浪速区で発生した個室ビデオ店の火災を契機に、市内に存する全ての個室型店舗の緊急立入検査を実施したところ、約7割に消防法令違反が認められたことから、査察体制強化の中核として、同年11月1日に特別査察隊が発足しました。

消防局予防部に設置された特別査察隊は、個室型店舗の消防法令違反を是正させた後、消防署の違反処理能力の向上を図りつつ、特定防火対象物における防火管理者未選任及び消防用設備等未設置の重大な違反に対し是正を強力に推進してきました。

また、平成27年4月1日からは、特定防火対象物における防火管理者未選任及び屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の未設置対象物を対象とした公表制度を開始したことから、市民に対する火災予防に関する情報提供とともに、より一層、重大違反対象物に対する徹底した是正に取り組んでいます。

## 特別査察隊のこれまでの取組

まずは、特別査察隊発足からこれまでの違反 是正の取組について紹介します。

## (1)個室型店舗に対する消防法令違反の是正

死者15名、負傷者10名を出し、特別査察隊発足の契機ともなった個室ビデオ店火災を受け、大阪市内に存する全ての個室型店舗に対して緊急立入検査を実施したところ、全345店舗中68.7%にあたる237店舗に不備があり、これらの違反を全て是正することを組織目標に掲げました。各消防署と一体となって違反処理を視野に入れた是正を強力に推進した結果、平成21年8月31日、個室型店舗における消防法令違反はゼロとなりました。



図1 違反是正強力推進対象物カルテ

# (2)特定防火対象物に対する強力な違反是正

平成21年11月からは特定防火対象物について、自主防火管理体制の確立に不可欠な防火管理者未選任対象物及び自動火災報知設備未設置対象物を、人命危険に直結する重大違反として、最優先のターゲットに定めて、徹底した違反是正に取り組みました。

# (3)「違反是正強力推進対象物」に対する徹底し た是正指導

平成27年度からは、特定防火対象物のうち屋 内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災 報知設備の未設置対象物及び重大違反対象物 を「違反是正強力推進対象物」と位置づけ、消 防署と特別査察隊が一体となって違反処理を前 提とした是正指導を計画的に進める取組を始め ました。

毎年、違反発生年度の古いものから長期違反対象物を20件から30件ほど選定し、署と特別査察隊に対象物ごとに担当者を定め、1年という期限内に是正させるという取組です。年度初めに建物概要や指導経過、細かな是正計画を定め

【270万人都市 大阪 「月刊フェスク」'17.10 43





図2 特定防火対象物の防火管理者未選任・消防用設備等未設置対象物の推移

た「カルテ」を対象物ごとに作成し、適切な時期 に違反処理を実施するなど進捗管理を徹底して います(図1)。

対象物の立入検査を署と特別査察隊が合同で 実施し、関係者に対して、火災危険性の高い対 象物であり年度内に必ず違反を是正すべきであ ることを説明し、違反処理を含めた強力な指導 をしていく意思を伝えます。

これまで以上の消防側の指導に「もうこれ以上逃げることができない」という意識を関係者に植え付けることによって、是正へと動き出すスピードも速く、毎年1年以内に約9割、繰越した翌年も含めれば、全ての対象物が是正されています。

これらの取組の結果、特別査察隊が発足した 平成20年度末から平成28年度末にかけて、特定 防火対象物の防火管理者未選任対象物が984件 から23件に、平成22年度末から平成28年度末に かけて特定防火対象物の消防用設備等未設置 対象物が928件から339件と大幅に低減しました (図2)。

#### 更なる違反対象物の低減

違反対象物は低減しているものの、一方では 毎年、新たに消防法令違反が数多く発生し、近 年では発生と是正のイタチごっこの状態でした。 特別査察隊としては、今後も更なる違反対象物 の低減という目標を達成するためには違反是正 の推進だけではなく、いかにして消防法令違反 になる対象物を発生させないようにするかの方 策が必要であると考えてきました。

そこで、違反対象物の発生を抑制するため、 平成26年度から「新たな違反を生じさせない取 組」を実施していますので、紹介します。

## 新たに発生する違反

大阪市では、新たな違反として、平成26年度から平成28年度の過去3年の平均で1年間に特定防火対象物の防火管理者未選任が422件、消防用設備等未設置が267件発生しています(図3)。

これらを含む消防法令違反が生じれば、事業 所側は是正に多くのコストや改修工事に伴う営 業休止等のリスクが発生し、お客様に対する信 用が失墜することにつながります。消防側も是 正の指導に多くの労力と時間を費やすことにな ります。そして何より、建物利用者の火災安全 性が損なわれた期間が長期化することから、そ もそも違反を生まないことが重要です。

# 「新たな違反を生じさせない取組」について

## (1)大阪市の特徴

「キタ」と呼ばれる大阪駅や梅田周辺、「ミナミ」と呼ばれる難波駅や道頓堀周辺などでは、 飲食店や風俗店が集まった小規模雑居ビルが密 集しており、スペースを有効活用するため屋上 部分に増築する建物も少なくありません。ナイトクラブ等では、店内に光が入らないよう窓を塞 ぐことによって無窓階となってしまっている建物 も数多くあります。

## (2)違反対象物が生じる仕組み

上記のような建物では、テナントの入替えや 建物の増改築が頻繁に行われています。通常な ら建築部局への確認申請後の消防同意審査や消 防署への事前相談、使用開始届等の届出を基に、 必要な消防用設備等や防火管理者選任の有無を 指導し、安全な建物になってから使用開始とな ります。しかし、用途に供する床面積が100㎡未 満である場合は建築部局への確認申請を必要と せず、消防同意審査がないため、消防への事前 相談や使用開始届等の届出がないと、消防が把握しないところで用途が変わっていたり、建物の延面積や階数が変更されることで新たな消防法令違反が発生するという仕組みになっています(図4)。

消防が法令違反に気付くのは、定期的に実施される立入検査時であることが多く、その間は重大違反のまま長期間放置している状態となっています。建物関係者の一部には法令違反に気付いている方もいますが、多くは消防の指導により初めて法令違反に気付き、なかには火災危険の高い違反対象物を利用させてしまっていたことに後悔する方もいます。

「新たな違反を生じさせない取組」は、この仕組みに着目した取組です。



図3 特定防火対象物における違反対象物数の推移



### (3)取組その1

本来であれば、建物所有者に、テナントの入 居や建物の増改築により、新たに消防用設備 等が必要になる可能性があると理解してもらう ことが重要です。しかしながら、不特定多数の 所有者に周知することは非常に困難なため、ま ずは入居者をターゲットとして大阪市消防局の ホームページに「新しくお店を始められる方へ」、 「テナントの入居・建物の増改築をお考えの方へ」 というページを開設しました。

これらのページはインターネットで「新しく お店「、「テナント入居」と検索すれば上位に上 がってくるものになっており、より対象者の目に つき、テナントの入居や建物の増改築の際には、 消防への事前相談が必要であることを周知でき るものにしています。

## (4)取組その2

平成26年度からは、テナントの入居や建物の 増改築に係わる不動産や建築の業界団体に対 して、違反が発生する仕組みとその抑止につい て当該団体の会員(不動産仲介業者や施工業者 等) に周知してもらうよう依頼しています。各団 体とも社会貢献や行政への協力を団体理念とし て掲げており、取組の趣旨に理解を示され、様々 な協力をしていただいています。

具体的には、団体の会報誌やメールマガジン、 ホームページにテナントの入居や建物の増改築 の際には消防署へ相談に行くよう訴えた啓発チ ラシや啓発文の掲載、団体のホームページから 消防局ホームページの「テナントの入居・建物



の増改築をお考えの方へ」ページへリンクしてい ただいています。

また、団体のイベント開催時には、啓発チラシ の配架や配布も行っていただいており、大阪府 内、広くは近畿圏内の会員に周知しています(図 5)。

## (5)取組その3

特にテナントの入替えが多い飲食店の開業者 向けに、保健部局ホームページの飲食店等営業 許可関係ページから消防局ホームページの「テナ ントの入居・建物の増改築をお考えの方へ | ペー ジヘリンクさせ、直接占有者に啓発しています。

また、昨年度の特定防火対象物の防火管理者 未選任、消防用設備等未設置の違反発生項目数 を用途別に見てみると、飲食店が19%、物品販 売店が12%を占めており、これらの店舗が入っ た建物所有者に直接啓発することも検討してい ます。

## (6)取組その4

危険物の無許可貯蔵事案の発生を防止する取 組も平成28年度から行っています。 きっかけに なったのは、ある店舗への立入検査の際、商品 倉庫にアルコール消毒液が大量に保管されてい るのを発見し、無許可貯蔵で違反処理に至った という事案でした。この店舗の関係者に対する 指導はもちろんのこと、複数の取引先にアルコー ル消毒液を卸しているメーカーへの指導が効果 的だと考えました。

そこで、メーカーに対して、販売先に危険物 貯蔵所などがあるか、ないなら貯蔵量が少量危



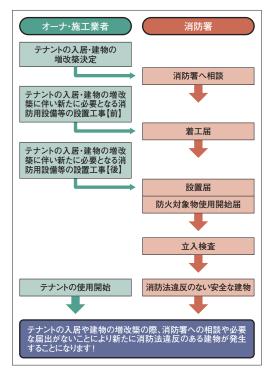


図4 テナントの入居・建物の増改築の際の基本的な流れ

険物未満かを確認してから販売するよう指導しました。このようなメーカーへの指導は今後も 継続していく予定です。

また、今年度、ホームセンターでの危険物無許可貯蔵事案を契機として、ホームセンター本社に対し、各店舗の繁忙期の危険物貯蔵量を把握し、必要に応じた危険物施設を設置するなど、災害発生の防止に取り組むよう指導しました。結果、今年度中に、全ての店舗に少量危険物貯蔵所又は屋内貯蔵所が設置される予定です。

#### (7)今後の取組について

平成26年度から取組を始め、テナントの入居 や建物の増改築に係わる不動産、建築関係の団 体や飲食店等の占有者に対して、ネット媒体や 雑誌等を通じてできる限り多くの関係者に効率 よく周知できる方法を選択し活動してきました。

しかし、消防用設備等の設置義務者である所有者に直接、消防法令違反が発生する仕組みを説明し、理解してもらうことで、消防法令に適合する占有者を入居させる、または消防法令に適合させてから占有者を入居させるようにする



図5 啓発チラシ

ことが重要であると考えています。

立入検査の際に検査立会いの所有者や管理会 社に対し、違反発生の仕組みや違反を発生させ ないためには消防への事前相談や各種届出が必 要なことを説明し、建物所有者に利用者の安全 を優先する考えを持ってもらうことが必要であ ると考えています。

## おわりに

当局ではこのように、「違反対象物に対する違 反是正」と「新たな違反を生じさせない取組」を 並行して実施しており、更なる違反対象物の低 減に努めているところです。

来年、特別査察隊が誕生して10年になります。 これまでの取組の成果として、特定防火対象物 の防火管理者未選任及び消防用設備等未設置 の違反件数を過去最少にしたいと考えています。

特別査察隊が誕生したきっかけとなった凄惨な火災を二度と起こさないという思いを1日も 忘れることなく心に刻み、今後も全力で取り組んでいきます。